

2月19日、16時50分頃より約20分間、支社会議室において「申」について組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」6件について行いました。

審理内容

○地本よりの申し入れ

「申」第34号：大阪交番検査車両所「組合掲示板の移設」に関する申し入れ

「申」第35号：京都駅営業二科における退出点呼時間の変更に関する「申」第18号への追加申し入れ

「申」第36号：添乗時における「注意指導」に関する申し入れ

「申」第37号：時系列等報告書の「改ざん強要」に関する緊急申し入れ

「申」第38号：「会社によるパワーハラスメント」に関する緊急申し入れ

「申」第39号：「1月3日に発生した沿線火災」に関する追加申し入れ

審理した「申」第35号並びに第39号についてはすでに申し入れている「申」への追加申し入れとして開催。しかし第34号、第36号、第37号、第38号に対する会社側対応は、「事実関係について調査中」「事前協議は別途開催」としながらも「付議事項にあたらぬ」として「却下」という開催拒否をしました。但し会社側より幹事間での回答として調査中以外の「申」第34号についての、会社の考え方等について説明がありました。

《会社説明の要旨》

「申」第34号について

1 項「大阪交番検査車両所の庁舎二階の通路に設置されている「組合掲示板」を庁舎三階の食堂に向かう通路に移設すること。」について

会社：十分な場所にあるとの認識。

組合：今はエレベータ工事で特にひどい状態。

会社：工事が終われば元に戻る。会社絶対に見えない。行けないところにあるわけではない。組合員の皆さんに連絡等をするために設置されたもの。目的はかなっていると考えている。

組合：ベストなのはみんなが目につきやすい場所。食堂などみんなが出入りする通路。スペースはあるので会社の携番などと同じような場所に設置できる。

会社：業務上の必要があつて設置している会社の掲示板と、組合員での周知や連絡等で用いる組合の掲示板では違う。

組合：そこの認識は違う。組合員どうしの周知もあるが、他の社員に対しても問題を提起を含めた周知の意味もある。

会社：他の組合も同じ位置に掲示板がある。

組合：他の組合から同じような要求が出ないのが不思議。

会社：全く出てこない。

組合：必要と感じていないのでは。

会社：インターネットも普及している。関西地本は盛ん。

組合：会社としては十分な場所にあると認識しているということか。

会社：十分であり不都合等を生じるような場所ではない。今のもので十分と考えている。

以上